

広島市中区八丁堀2-31 鴻池ビル9階 電話082(511)7772 FAX082(511)7773

- 法的サービスをすべての方へ -

第31号(平成25年1月11日号)

## 法定後見制度とは

認知症や精神障害、知的障害などの精神上の障害により、判断能力が十分とはいえない方(本人)のために、家庭裁判所により援助者を付ける制度のことを言います。制度の個別の説明については、本ニュース第3号(平成22年9月7日号)(当事務所 HP に掲載)をご参照下さい。



近年、後見制度を悪用される事例が散見されます。特に、親族の後見人が本人の預貯金を自分のために使ってしまい、横領の容疑で逮捕されるというケースは、新聞などでも頻繁に目にします。後見人は、本人の預貯金や現金について自由に引き出すことが出来るのですから、後見人になる人には、高い倫理観が求められるのです。

# 法定後見制度の支援

具体的には、まず専門職の弁護士 や司法書士等が後見人に選任され た後、本人の財産(1000万円以上 の現金、預貯金に限る)を信託銀行 に預けて、信託銀行に財産を管理し てもらい、その後、親族後見人に引き 継ぐこととなります。そして、信託され た財産は、家庭裁判所の指示がなけ れば払戻しを受け付けないこととなっ ていますから、引継ぎを受けた後見 人も勝手に引き出すことは出来ませ ん。もっとも、この制度も、本人の財 産が1000万円未満の場合であると 利用が制限されますし、後見人の不 祥事防止のための十分な制度とは言 えません。



#### 法定後見制度の役割

平成23年6月から7月にかけて日本弁護士連合会が行ったアンケートによると、後見人による不祥事の大きな原因の一つとして、「後見人等の理解不足(家庭裁判所の説明不足)」が挙げられています。

後見制度は、本人の生活を今まで以上に、より良くサポートする役割があります。本人の意思を出来る限り尊重し、本人の体調や生活環境にも配慮しつつ、安全、安心に生活を送ってもらうための重要な制度ですから、後見制度の理解を深めていくことが求められます。 (見之越常治)



#### 法律プチ★クイズ

公害や薬害事件など、当事者間の 個別の紛争処理にとどまらず、国に 政策を形成させる役割を果たす訴訟 のことを〇〇〇〇訴訟といいますが、 〇に入る漢字は何でしょうか。正解は 次号で発表します。

前号のクイズの正解ですが、認知 症等で物事の判断がうまくできない 人のために財産管理の法的サポート をする制度を後見制度といいます。 前記記事も参考にしてください。

## 新しい弁護士が入所しました!

平成24年12月および平成25年1月に、当事務所に新しく2名の弁護士が入所しました。深田健介(ふかだけんすけ)弁護士と、工藤ゆかり(くどうゆかり)弁護士です。どうぞよろしくお願いします。

本所の弁護士は7人体制になり、 お急ぎの相談にも対応しやすくなりま した。お気軽にご相談ください。



# 平成25年1月・2月の 訴訟説明会のご案内

- ●「B型肝炎訴訟 吳説明会」 1月19日(土)13~15時/参加費 無料·予約不要/場所:呉市福祉会 館(呉市中央五丁目12番21号)
- ●「B型肝炎訴訟 尾道説明会」 2月3日(日)14時~16時/参加費 無料・予約不要/場所:しまなみ交流 館大会議室(JR尾道駅海側出口を 出てすぐ)(尾道市東御所町10-1) ※両説明会の問合せ先:B型肝炎訴訟 広島弁護団事務局 TEL082-223-6589

当事務所の**本所**の弁護士に相談するには、**平日の9時~18時の間**に、お**電話(082-511-7772)で予約**して下さい。相談日時は、原則として、平日の9時~17時半、土曜日の13時~15時半です。

当事務所では、**尾道支所**(TEL:0848-21-0045)と**大竹支所**(TEL:0827-54-1222)を開設しており、 支所周辺のご相談も積極的に受け付けていますので、お電話で予約して下さい。

詳細は、ホームページでご確認下さい。 http://www.hiroshima-mirai.com/(『広島みらい 事務所』で検索可) 所属弁護士 : 二國則昭、定者吉人、見之越常治、半澤茜、丸亀日出和、深田健介、工藤ゆかり、

成廣貴子(尾道支所)、滑川和也(大竹支所)